

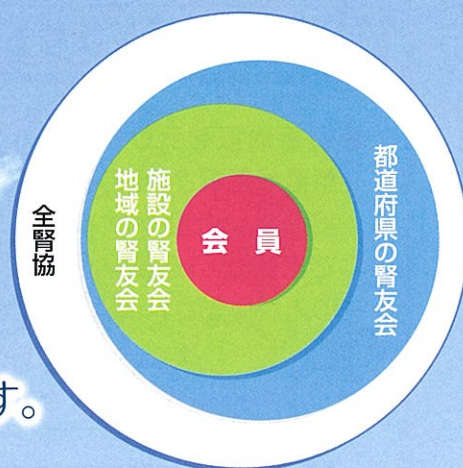
一人の入会が大きな力になる。

明日のあなたの命と暮らしを守るために

腎臓病の患者会[入会のご案内]

腎臓病の患者会(腎友会)は、すべての腎臓病患者の「医療」と「生活」の向上を主な目的に、患者自身や家族、会活動に賛同する人などが集まって構成し、運営しています。あなたが通院する施設には病院内の腎友会があり、あなたがお住まいの地域には市町村などを単位とする腎友会があります。あなたの身近にあるこれらの腎友会は、各都道府県の腎友会に加盟しています。

そして、北海道から沖縄まで各都道府県にある腎友会は、全国規模の団体である社団法人全国腎臓病協議会(全腎協)に加盟しています。



施設内の腎友会

みなさんの通院する施設内にあり、みなさんの一番身近な存在で、患者だけでなく家族を交えた会としていところもあります。患者同士や家族、スタッフとの親睦をはかったり、透析医療体制や設備の充実などについて施設に申し入れをしたりします。県の腎友会や全腎協との窓口役になり、腎友会活動の基盤となっています。みなさんが入会することで、自動的に都道府県の腎友会や全腎協にも加入することになります。



地域の腎友会

市町村を単位とするものといつかの市町村が集まり一つの会を構成しているものがあり、地域の腎臓病患者や障害者の福祉や保健衛生の施策の向上を目的に活動しています。福祉施策の策定や実施は各市町村の裁量に負うところが大きく、身近な福祉サービスの拡充のためには、その地域の住民が自ら要望を行政に訴えることが重要で、それに対応していくために地域に密着した会活動も必要になっています。特に近年は高齢の方や障害の重複した患者が増加しており、介護や通院への援助サービス拡充のために、地域の腎友会の活動がますます不可欠となっています。

都道府県の腎友会

都道府県や市町村に対し、医療・福祉制度の向上や患者の要望実現のために、請願や陳情などさまざまな働きかけを行っています。また、施設内腎友会や地域の腎友会と全腎協とを結び役目もしています。最近では、NPOなどの法人に移行したところやこれから法人化を目指しているところもあります。みなさんが通院する施設内に腎友会がない場合、こちらで入会の相談に応じています。

全腎協

全国の腎臓病患者の共通の要望を国の施策に反映させることを目的に活動しています。また行政だけでなく、医療団体など関連機関に対しても患者の要望の申し入れを行なっています。さらに広く社会に、腎臓病とその患者をとりまく現状を理解してもらうための活動もしています。1996年には公益法人となり、以降、国民全体の医療と福祉全般に目を向け、改善に取り組む活動にも力を入れています。

腎友会の様々な活動

腎臓病患者の「医療」と「生活」の向上を図るために、
腎友会は様々な活動に取り組んでいます。

会報や通信の発行



ためになる情報の提供や患者をとりまく情勢の動向の周知をしています。

通院送迎の実施



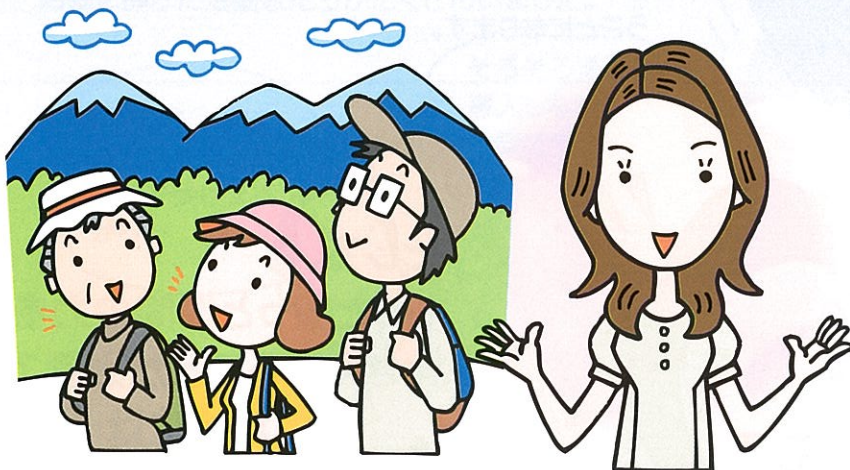
通院の困難な患者に対する支援活動をしています。

電話相談の実施



患者の日頃の療養生活での悩みに応える電話相談を行っています。

親睦会、交流会の開催



患者同士や家族を交え、互いの交流を図っています。

講演会や研修会の開催



専門家を講師に招いて、医療や食事に関する学習会を行っています。

社会への啓発活動



臓器移植推進や慢性腎臓病の予防のためのキャンペーン、市民向けのシンポジウムなどを実施しています。

行政や議会に交渉や要請



医療や福祉制度の改善、施策への患者の要望を反映させる活動をしています。

関連団体との意見交換、連携



医師会や目的を共有する他団体との話し合いを行い、必要に応じて共に活動や運動を行っています。

かつてあった悲惨な話

透析医療費は1967年に健康保険の適用となりましたが、自己負担がなくなったのは社会保険本人だけで(それまでは、誰もが全額負担)、家族の人は5割、自営業の人は3割の自己負担がありました。また、当時は人工腎臓の機械が足りず、誰もが透析治療を受けられるわけではありませんでした。

- 透析治療を受けられる患者が選択され、自己負担のない社会保険本人で家族がいる働き盛りの人が優先されました。

透析に入る前

今度から透析を受けられることになったんです

良かったわね…
私は治療費が払えないから…

透析導入後

僕は全額保険で払ってもらえるけど…

あの女性はお金が払えず亡くなったんだ…

うん〜



- 透析費用を工面するために、泣く泣く家や土地を売り払う人も多かった。



お父さんの透析のお金をつくるために、あの家は売ったんだよ

え〜! 引っ越したくないのに

- 家族(妻)の透析費用が高額になるため、仕方なく離婚をする夫婦もいました。



こうして始まった腎友会の活動

●こうした惨状を受け、全国各地で腎友会が誕生しつつありました。



●中央では、1971年6月6日、全腎協が誕生しました。

全国腎臓病患者連絡協議会結成大会



どしゃ降りの雨の中、全国から250人の患者や家族が集まりました。

全腎協がかがげた
要求項目は
この4つです

- ① 人工透析費用を全額国庫負担にする
- ② 透析患者を身体障害者として認定する
- ③ 全国各地に腎センターを設置する
- ④ 長期療養者の治療費などを保障する

●厚生省や大蔵省(当時)に連日の陳情と要請行動を行いました。



●腎疾患対策関連予算を削ろうとした大蔵省との交渉では



誰もが安心して透析を受けられる

こうした運動の成果で、大幅に患者の自己負担は軽減され、貧富や年齢、性別に関係なく「誰でも、いつでも、どこでも」透析を受けられるようになりました。

- ついに1972年10月身体障害者福祉法にもとずき人工透析に更生医療（育成医療）が適用されることになりました。



- そんな影で、透析導入を先送りにしてまでも自分の命を活動に捧げた活動家たちがたくさんいました。



これまでの腎友会活動で実現したみんなの願い

- 1972年 人工腎臓療法が更生医療・育成医療の適用に身体障害者福祉法などの対象になり、更生医療・育成医療の適用で、人工腎臓の医療費の自己負担が軽くなりました。
- 1972年 人工腎臓の医療費に自治体の助成が始まる
- 1974年 小中高生の検尿が義務化に
- 1977年 全国初の腎バンク創設される
- 1978年 腎移植が健康保険の適用に
- 1979年 腎移植が更生医療・育成医療の適用に
- 1984年 CAPDが健康保険、更生医療・育成医療の適用に
- 1985年 「小児慢性腎疾患の予防管理・治療に関する研究班」に参加
厚生省の研究班に全腎協代表が参加しました。
- 1986年 腎不全対策推進会議に参加
- 1986年 腎移植推進月間を設定
厚生省が「腎移植推進月間」を制定（1999年から「臓器移植普及推進月間」に改称）し、以後毎年10月に実施しています。

- 1990年 エリスロポエチンが健康保険の適用に
- 1990年 内部障害者もJRや航空運賃など割引の対象に
- 1994年 内部障害者も有料道路料金割引の対象に
- 1994年 HDF(血液透析ろ過)が健康保険の適用に
- 1995年 日本腎臓移植ネットワーク(後に日本臓器移植ネットワークに改組)稼動
- 1996年 透析診療報酬に「5時間以上」を設定(2002年に時間区分廃止となる)
- 1997年 臓器移植法施行
- 1998年 在宅血液透析が健康保険の適用に
- 1999年 初の脳死移植実施
1997年の臓器移植法施行後、最初の脳死移植が実施されました。
- 2001年 国民健康保険に海外療養費制度創設
国民健康保険でも海外透析医療費の一部が還付されるようになりました。



しかし、今また過去のような時代が忍び寄っている

国の財政や自治体の財政が苦しくなってきた今日では、医療費の増大は大きな問題となっており、そのために患者の自己負担を増やすなどの制度の後退が始まっています。透析医療にも制度の後退の動きが起きようとしています。これまでは腎友会がそれを阻止してきました。しかし、圧力が強まれば阻止は難しくなり、一度壁が崩れるとその波はますます大きくなってしまいます。そうってからでは手遅れです。

今月の治療代は
4万円です

ええー、そんなに
かかるんですか

せっかく先輩の患者さんが
命がけて築き上げてくれた
制度なのに、
なくなってしまうたら
大変ね。

●透析患者一人当たりの治療費は1か月約40万円で、仮に1割が自己負担になれば、毎月4万円程度支払うことになります。

このような制度の
後退を防ぎ止めるには、
今こそ仲間の力を
合わせることが
大切です。

そして、
もっともつと**仲間の力**を
大きくすることが必要で、
そのためには一人でも
多くの方の入会こそ
不可欠なんです。

**一人の入会が大きな力となり、
明日のあなたの命と暮らしを守ります！**

自分の将来や後から来る患者のために、一緒に活動して行きましょう。
ぜひ、あなたも腎友会にご入会ください。

入会のお申し込み、お問い合わせは、
各施設の患者会または
下記の各都道府県の患者会まで。

生活相談なども
お気軽にどうぞ。

● あなたの県の患者会 ●

会 名	事務局住所	電 話
北海道腎臓病患者連絡協議会	001-0017 札幌市北区北17条西2丁目2-38	011-747-0217
青森県腎臓病患者連絡協議会	030-0122 青森市野尻今田52-4 ねむのき会館2F	017-728-6440
岩手県腎臓病の会	020-0831 盛岡市三本柳8-1-3 ふれあいランド岩手内	019-639-1330
宮城県腎臓病患者連絡協議会	985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1 宮城県多賀城分庁舎1F	022-355-7537
秋田県腎臓病患者連絡協議会	010-0922 秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館3F	018-863-6210
NPO山形県腎友会	990-0832 山形市城西町4-2-38 城西老人いこいの家内	023-643-4804
福島県腎臓病協議会	964-0891 二本松市大壇9 インターグリーンハイツ I 101号	0243-23-4721
茨城県腎臓病患者連絡協議会	310-0851 水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-244-2825
栃木県腎臓病患者友の会	321-0963 宇都宮市南大通り1-1-23 新宇都宮病院5F	028-638-4341
群馬県腎臓病患者連絡協議会	371-0843 前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター4F	027-255-6235
NPO埼玉県腎臓病患者友の会	338-0002 さいたま市中央区下落合2-9-3 メゾンパピヨン101号	048-831-3837
NPO千葉県腎臓病協議会	260-0041 千葉市中央区東千葉2-6-1-407	043-256-4661
NPO東京腎臓病協議会	170-0005 豊島区南大塚2-40-11 富士大塚ビル2F	03-3944-4048
NPO神奈川県腎友会	221-0834 横浜市神奈川区台町1-8 ウェイサイドビル504号	045-321-4621
山梨県腎臓病協議会	409-3864 中巨摩郡昭和町押越字曲淵前789	055-275-4308
長野県腎臓病患者連絡協議会	390-1243 松本市神林7107-48	0263-48-4193
新潟県腎臓病患者友の会	950-0329 新潟市江南区平賀70	025-280-7441
NPO富山県腎友会	913-8443 富山市下飯野新田70-4 富山県身体障害者更生相談所内	076-407-5085
福井県腎友会	918-8057 福井市加茂河原3-12-30 横山ビル1F	0776-33-0533
NPO岐阜県腎臓病協議会	500-8881 岐阜市青柳町5-2	058-253-1079
静岡県腎友会	420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2F	054-253-1086
愛知県腎臓病患者連絡協議会	460-0026 名古屋市中区伊勢山1-8-22 愛知県生活文化会館4F	052-322-0613
三重県腎友会	519-0505 伊勢市小俣町本町1368 東浦方	0596-22-6730
(社)滋賀県腎臓病患者福祉協会	520-0044 大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館 別館2F	077-521-0313
京都腎臓病患者協議会	602-8143 京都市上京区猪熊通丸太町下ル中之町519 京都社会福祉会館4F	075-801-3383
大阪腎臓病患者協議会	532-0011 大阪市淀川区西中島6-2-3 チサンマンション第7新大阪617号	06-6885-8030
NPO兵庫県腎友会	650-0012 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館ビル6F	078-371-4382
奈良県腎臓病患者友の会	630-8001 奈良市法華寺町265-8 白樺ハイツ大宮 II 107号	0742-35-3766
NPO和歌山県腎友会	640-8319 和歌山市手平5-1-15 前田ビル2F	073-427-1220
鳥取県腎友会	680-0003 鳥取市覚寺46-10 ハッピードア101	0857-30-2727
島根県腎友会	690-0061 松江市白潟本町43 SYECビル3F 松江市市民活動センター内	0852-28-4445
NPO岡山県腎臓病協議会	700-0807 岡山市南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館内	086-231-1916
NPO広島県腎友会	730-0053 広島市中区東千田町1-2-13 粕谷ビル1F	082-545-9741
NPO山口県腎友会	753-0072 山口市大手町9-6 県社会福祉会館内	083-921-6222
徳島県腎臓病患者連絡協議会	770-0005 徳島市南矢三町2-1-59 県立障害者交流プラザ3F	088-632-6201
(社)香川県腎臓病協議会	761-8024 高松市鬼無町藤井146-1 キナシ大林病院東館2F	087-881-8021
愛媛県腎臓病患者連絡協議会	790-0067 松山市大手町1-3-9	089-941-5251
高知県腎臓病患者友の会	780-0928 高知市越前町2-9-6 坂本ビル1F 2号	088-871-2670
福岡県腎臓病患者連絡協議会	810-0044 福岡市中央区六本松1-2-16	092-713-8020
佐賀県腎臓病患者連絡協議会	840-0851 佐賀市天祐1-8-3	0952-22-9656
NPO長崎県腎臓病患者連絡協議会	852-8104 長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター県棟4F	095-849-4600
熊本県腎臓病患者連絡協議会	860-0862 熊本市黒髪6-11-22	096-345-2583
大分県腎臓病協議会	870-0938 大分市今津留3-4-25 田原ビル1F	097-553-0578
宮崎県腎臓病患者連絡協議会	880-0051 宮崎市江平西1-2-28 第4丸三ビル6F	0985-27-0822
鹿児島県腎臓病患者連絡協議会	890-0042 鹿児島市薬師1-15-27	099-253-8758
沖縄県腎臓病患者連絡協議会	903-0804 那覇市首里石嶺町4-373-1 県総合福祉センター西棟2F	098-887-0201

(2009年4月20日現在)



社団法人 全国腎臓病協議会

170-0002 東京都豊島区巣鴨1-20-9 巣鴨ファーストビル3F TEL:03-5395-2631